

社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定

日本国及びチェコ共和国（以下「締約国」という。）は、
社会保障の分野における両国間の関係を規律することを希望して、
次のとおり協定した。

第一部 総則

第一条 定義

1 この協定の適用上、

(a) 「国民」とは、次の者をいう。

日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民
チェコ共和国については、チェコ共和国の国籍を有する者

「法令」とは、次条に規定する制度に関するいづれか一方の締約国の法律及び規則をいう。

「権限のある当局」とは、次条に規定するいづれか一方の締約国の制度を管轄する当該一方の締約国

の省その他の政府機関をいう。

(d) 「実施機関」とは、次条に規定するいづれか一方の締約国の制度の実施に責任を有する当該一方の締約国の保険機関（その連合組織を含む。）をいう。

(e) 「保険期間」とは、いづれか一方の締約国の法令による保険料納付期間及び給付を受ける権利の確立に際して当該法令に基づき考慮されるその他の期間をいう。

(f) 「給付」とは、いづれか一方の締約国の法令による年金その他の給付をいう。

2 この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、それぞれの締約国の法令において与えられている意味を有するものとする。

第二条 この協定の適用範囲

1 この協定は、チエコ共和国については、次の法律によつて規律される制度について適用する。

- (a) 年金保険法及びその関係法
- (b) (i) 社会保険料・国家雇用政策保険料法及びその関係法
- (ii) 公的健康保険法及びその関係法

ただし、この協定の適用上、第五条、第十三条から第十九条まで、第二十三条、第二十五条、第二十八条（4の規定を除く。）、第二十九条及び第三十一条2の規定は、(a)に規定する法律によつて規律される制度についてのみ適用する。

2 この協定は、日本国については、

(a) 次の日本国の年金制度について適用する。

- (i) 国民年金（国民年金基金を除く。）
- (ii) 厚生年金保険（厚生年金基金を除く。）
- (iii) 国家公務員共済年金
- (iv) 地方公務員等共済年金（地方議会議員の年金制度を除く。）
- (v) 私立学校教職員共済年金

(ii)から(v)までに掲げる日本国の年金制度は、以下「日本国の被用者年金制度」という。)

ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補完的に支給される年金であつて、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含めない。

(b) 次の法律により実施される日本国 の医療保険制度について適用する。

- (i) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）
- (ii) 船員保険法（雇用保険及び労働者災害補償保険に関する規定を含む。）（昭和十四年法律第七十三号）

- (iii) 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）
- (iv) 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）
- (v) 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）
- (vi) 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）
- (vii) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）

ただし、この協定の適用上、第五条、第十三条から第十九条まで、第二十三条、第二十五条、第二十八条（4の規定を除く。）、第二十九条及び第三十一条2の規定は、(a)に掲げる日本国 の年金制度についてのみ適用する。

3 1及び2に規定する法律には、その改正を含める（ただし、当該改正の前に当該法律によつて規律さ

れ、又は実施されていた制度の範囲が当該改正により変更されない場合に限る。）。

第三条 この協定の適用を受ける者

この協定は、いづれか一方の締約国の法令の適用を受けているか又は受けたことがある者並びにこれらの者に由来する権利を有するその他の者について適用する。

第四条 待遇の平等

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、前条に規定する者であつて一方の締約国の領域内に通常居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。

第五条 海外への給付の支払

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域外に通常居住することのみを理由として給付を受ける権利の取得又は給付の支払を制限する当該一方の締約国の法令の規定は、他方の締約国の領域内に通常居住する者については、適用しない。

2 一方の締約国の法令による給付は、第三国の領域内に通常居住する他方の締約国の国民に対しては、当該第三国の領域内に通常居住する当該一方の締約国の国民に対して支給する場合と同一の条件で支給す

る。

第二部 適用法令に関する規定

第六条 一般規定

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、いずれか一方の締約国の領域内において被用者又は自営業者として就労する者については、その被用者又は自営業者としての就労に関し、当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第七条 特別規定

1 一方の締約国の法令に基づく制度に入り、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内において雇用されている被用者が、当該雇用者のため他方の締約国の領域内において就労するため当該雇用者により当該一方の締約国の領域から派遣される場合には、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その被用者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

2 1に規定する派遣が五年を超えて継続される場合には、両締約国のある当局又はこれらの権限の

ある当局が指定する実施機関は、当該派遣に係る被用者に対して1に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる。

3 1の規定は、雇用者により一方の締約国の領域から第三国に派遣されていた被用者が、その後に当該雇用者により当該第三国に派遣される場合についても、適用する。

4 一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内において自営業者として通常就労する者が、他方の締約国の領域内においてのみ自営業者として一時的に就労する場合には、当該他方の締約国の領域内における自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

5 4に規定する他方の締約国の領域内における自営活動が五年を超えて継続される場合には、両締約国との権限のある当局又はこれらの権限のある当局が指定する実施機関は、当該自営活動に係る自営業者に対して4に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる。

6 1及び4の規定は、日本国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内において雇用されている者又

は日本国の領域内において自営業者として通常就労する者が、第二条2(a)(i)から(v)までに掲げる日本国の年金制度に加入していない場合には、適用しない。

第八条 海上航行船舶において就労する者

一方の締約国の旗を掲げる海上航行船舶において就労する者については、

- (a) 当該者が被用者である場合には、その者の雇用者がその領域内に所在する締約国の法令のみを適用する。

- (b) 当該者が自営業者である場合には、その者がその領域内に通常居住する締約国の法令のみを適用する。

第九条 外交使節団の構成員、領事機関の構成員及び公務員

1 この協定は、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウイーン条約又は千九百六十三年四月二十四日の領事関係に関するウイーン条約の規定の適用を妨げるものではない。

2 1の規定に従うことを条件として、一方の締約国の公務員又は当該一方の締約国の法令において公務員として取り扱われる者が他方の締約国の領域内において就労するために派遣される場合には、その者が当

該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第十条 第六条から前条までの規定の例外

両締約国の権限のある当局又はこれらの権限のある当局が指定する実施機関は、被用者及び雇用者の共同の申請又は自営業者の申請に基づき、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者にいずれか一方の締約国の法令が適用されることを条件として、第六条から前条までの規定の例外を認めることについて合意することができる。

第十一条 随伴する配偶者及び子

1 日本国の領域内において就労する者であつて、第七条、第九条2又は前条の規定によりチエコ共和国の法令の適用を受けるものに随伴する配偶者又は子については、

- (a) 当該配偶者又は子が日本国民以外の者である場合には、第二条2(a)に規定する日本国の年金制度に関する日本国の法令は、適用しない。ただし、当該配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、この(a)の規定は、適用しない。
- (b) 当該配偶者又は子が日本国民である場合には、第二条2(a)に規定する日本国の年金制度に関する日本

国の法令の適用の免除は、日本国の法令に従つて決定する。

2 第二条1(b)に規定するチェコ共和国の健康保険制度に関するチェコ共和国の法令は、第六条の規定によりチェコ共和国の法令の適用を受ける者に随伴する配偶者又は子であつて、チェコ共和国の領域内に通常居住するものについても、適用する。

第十二条 強制加入

第六条から第八条まで、第九条2及び前条の規定は、いずれか一方の締約国の法令における強制加入についてのみ適用する。

第三部 給付に関する規定

第一章 共通規定

第十三条 通算

一方の締約国の実施機関は、当該一方の締約国の法令による給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、給付を受ける権利を確立するため、当該一方の締約国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、他方の締約国の法令による保険期間を考慮する。

第二章 チェコ共和国に関する規定

第十四条 第三国の法令による期間及び十二箇月未満の期間

1 チェコ共和国の実施機関は、チェコ共和国が第三国との間で保険期間の通算を規定する社会保障に関する文書に拘束される場合には、チェコ共和国の法令による給付を受ける権利を確立するため、当該第三国の法令による保険期間を考慮する。

2 チェコ共和国の法令による保険期間が十二箇月未満であり、かつ、給付を受ける権利が確立されない場合には、チェコ共和国の実施機関は、前条の規定を適用せず、かつ、給付を支給しない。

第十五条 紙付の計算

1 紙付を受ける権利の取得のための要件が、チェコ共和国の法令に基づき、日本国による保険期間を考慮せずとも満たされる場合には、チェコ共和国の実施機関は、次の(a)及び(b)に規定する方法に従つて給付を計算する。

- (a) チェコ共和国の法令による保険期間のみに基づく方法
- (b) 2に規定する方法。ただし、その計算の結果が(a)の規定に基づく計算の結果と等しいか、又はそれよ

り低いことが明らかである場合を除く。

受給者は、(a)及び(b)に規定する方法に従つて計算した給付の額のうち高い方の額を受ける権利を有する。

2 紹付を受ける権利が、チエコ共和国の法令に基づき、日本国による保険期間及び前条1に規定する第三国の法令による保険期間を考慮することによってのみ確立される場合には、チエコ共和国の実施機関は、

(a) すべての保険期間がチエコ共和国の法令のみによる保険期間であるとした場合に支給される理論上の給付の額を計算する。

(b) (a)の規定に従つて計算された理論上の額に基づいて、(a)に規定するすべての保険期間に対するチエコ

共和国の法令による保険期間の比率を適用することにより、実際に支払われる給付の額を決定する。

チエコ共和国の実施機関は、(a)の規定の適用に当たっては、給付の額の計算の基礎の決定のために、チエコ共和国の法令による保険期間における収入のみを考慮する。チエコ共和国の法令に従つて調整された当該収入は、理論上の給付の額の計算に当たつて考慮される日本国による保険期間及び第三国の

法令による保険期間の間に得られたものとみなす。

第十六条 特別規定

- 1 (a) 給付を受ける権利、減額、停止又は給付の額に関する事実であつて、日本国領域内で発生したものは、当該事実がチェコ共和国の領域内で発生したものとして、考慮する。
(b) チェコ共和国の権限のある当局は、特定の範囲の受給者の利益のため、(a)の規定の適用を制限することができる。

2 十八歳に達する前から重度の障害の状態にある者であつて、必要な保険期間の間チェコ共和国の年金保険制度に加入していなかつたものは、チェコ共和国に通常居住していることを条件として、重度の障害に対する年金を受ける権利を取得する。

第三章 日本国に関する規定

第十七条 通算に関する特別規定

- 1 第一条1(e)に規定する保険期間には、社会保障に関する他の協定であつてこの協定と同種のものにより、日本国の法令による給付を受ける権利を確立するために考慮することとされた期間は含まない。

2 第十三条の規定は、各共済年金の職域加算年金及び保険料の還付として支給される一時金については、適用しない。

3 第十三条の規定の適用に当たっては、チエコ共和国の法令による保険期間は、日本国の被用者年金制度の保険期間及びこれに対応する国民年金の保険期間として考慮する。

4 第四条の規定は、日本国の領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国の法令の規定の適用を妨げるものではない。

第十八条 障害給付及び遺族給付に関する特別規定

1 2(a)の規定に従うことを条件として、日本国の法令が、障害給付又は遺族給付（保険料の還付として支給される一時金を除く。以下この条において同じ。）を受ける権利の確立のために初診日又は死亡日が特定の保険期間中にあることを要件として定めている場合において、初診日又は死亡日がチエコ共和国の法令による保険期間中にあるときは、これらの給付を受ける権利の確立に当たり当該要件は満たされたものとみなす。

2(a) 国民年金の下での障害給付又は遺族給付を受ける権利が1の規定を適用せずとも確立される場合に

は、1の規定は、日本国の被用者年金制度の下での同一の保険事故に基づく障害給付又は遺族給付を受ける権利の確立に当たっては、適用しない。

(b) 1の規定の適用に当たっては、二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する者については、1に規定する要件は、日本国の法令に従つて、一の被用者年金制度について満たされたものとみなす。

3 第五条1の規定は、初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であった者に関する障害基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために日本国領域内に通常居住していることを要件として定めた日本国法の規定の適用を妨げるものではない。

第十九条 紿付の計算

- 1 日本国の実施機関は、第十三条又は前条1の規定の適用により日本国給付を受ける権利が確立される場合には、2から5までの規定に従うことと条件として、日本国の法令に従つて当該給付の額を計算する。
- 2 障害基礎年金その他の保険期間にかかわらず一定額が支給される給付に関しては、当該給付を受けるための要件が第十三条又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当

該給付が支給される年金制度における保険料納付期間及び保険料免除期間並びにチエコ共和国の法令による保険期間を合算した期間に対する当該保険料納付期間及び保険料免除期間を合算した期間の比率に基づいて計算する。

3　日本国の被用者年金制度の下での障害給付及び遺族給付（当該制度における保険期間が日本国の法令上定められた期間に満たない場合に支給されるものであつて、支給される当該給付の額が当該定められた期間に基づいて計算されるものに限る。）に関しては、当該給付を受けるための要件が第十三条又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、日本国の被用者年金制度における保険期間及びチエコ共和国の法令による保険期間を合算した期間に対する当該日本国の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。ただし、当該合算した期間が当該定められた期間を超える場合には、当該合算した期間は、当該定められた期間と同一の期間とする。

4　2及び3の規定による日本国の被用者年金制度の下での給付の額の計算に関しては、当該給付を受ける権利を有する者が二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する場合には、2に規定する当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間又は3に規定する日本国のが被用者年金制度における

保険期間は、当該二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を合算した期間とする。ただし、当該合算した期間が3に規定する日本国の法令上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合には、3及びこの4に規定する計算方法は、適用しない。

5 老齢厚生年金の一部である配偶者加給その他の給付であつて、日本国の被用者年金制度における保険期間が日本国の法令上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合に一定額が支給されるものに関しては、当該給付を受けるための要件が第十三条の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該定められた期間に対する当該給付が支給される日本国被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。

第四部 雜則

第二十条 行政上の協力

1 両締約国のある当局は、

- (a) この協定の実施のために必要な行政上の取決めについて合意する。
- (b) この協定の実施のために連絡機関を指定する。

(c) 自国の法令の変更（この協定の実施に影響を及ぼすものに限る。）に関するすべての情報をできる限り速やかに相互に通報する。

2 両締約国の権限のある当局及び実施機関は、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために相互に援助する。この援助は、無償で行う。

3 文書を相互に承認することについては、両締約国の実施機関の間で合意する。

第二十一条 手数料及び認証

1 一方の締約国の法令その他の法律及び規則において、当該一方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書に係る行政上又は領事事務上の手数料の免除又は軽減に関して規定する場合には、これらの規定は、この協定及び他方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書についても、適用する。

2 この協定及び一方の締約国の法令の適用に際して提出される文書については、外交機関又は領事機関による認証その他これに類する手続を要しない。

第二十二条 連絡及び使用言語

1 両締約国のある当局、実施機関及び連絡機関は、この協定の実施に必要な場合には、相互に、及

び関係者（その居住地を問わない。）に対して、直接に連絡することができる。この連絡は、両締約国のそれぞれの言語又は英語により行うことができる。

この協定の実施に際し、一方の締約国の権限のある当局及び実施機関は、他方の締約国の言語又は英語で作成されていることを理由として申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。

第一二三条 文書の提出

- 1 一方の締約国の法令に基づく文書による給付の申請、不服申立てその他申告が他方の締約国の法令に基づく類似の申請、不服申立てその他申告を受理する権限を有する当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に対して提出された場合には、当該給付の申請、不服申立てその他申告については、その提出の日に当該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関に対して提出されたものとみなす。
- 2 一方の締約国のある当局又は実施機関は、給付の申請、不服申立てその他申告が提出された場合

一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、給付の申請、不服申立てその他申告が提出された場合には、これらを遅滞なく他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。

第一十四条 情報の秘密性

一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する

る情報（この協定の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法律及び規則に従つて他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。

2 一方の締約国の法律及び規則により必要とされない限り、この協定に従つて伝達される個人に関する情報は、この協定を実施する目的のためにのみ使用され、並びに個人に関する情報の秘密の保護のための当該一方の締約国の法律及び規則により規律される。

第二十五条 納付の支払

他方の締約国の領域内に居住する受給者に対するこの協定に基づく納付の支払は、自由に交換することができる通貨により直接行われる。

第二十六条 意見の相違の解決

この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両締約国の関係当局間の協議により解決する。

第二十七条 見出し

この協定中の部、章及び条の見出しが、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第五部 経過規定及び最終規定

第二十八条 この協定の効力発生前の事実

- 1 この協定は、その効力発生前に給付を受ける権利を確立させるものではない。
- 2 この協定の実施に当たっては、この協定の効力発生前の事実を考慮する。
- 3 この協定により給付を受ける権利を確立するに当たっては、この協定の効力発生前の保険期間についても、考慮する。

4 第七条1及び4の規定の適用に当たっては、この協定の効力発生の日の前から一方の締約国の領域内であ就労していた者については、同条1に規定する派遣の期間及び同条4に規定する自営活動の期間は、この協定の効力発生の日に開始したものとみなす。

第二十九条 この協定の効力発生前の決定及び再計算

- 1 この協定の効力発生前に行われた決定は、この協定により確立されるいかなる権利にも影響を及ぼすものではない。
- 2 この協定の効力発生の日の前に計算された給付の額は、請求により再計算することができる。この再計

算の結果として、支払われるべき給付の額を減額してはならない。

第三十条 効力発生

この協定は批准されなければならず、両締約国が批准書を交換する月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。

第三十一条 有効期間及び終了

1 この協定は、無期限に効力を有する。いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面によりこの協定の終了の通告を行うことができる。この場合には、この協定は、当該他方の締約国が当該通告を受領した月の後十二箇月目の月の末日まで効力を有する。

2 この協定が1の規定に従つて終了する場合には、この協定の下で取得された給付を受ける権利及び給付の支払に関する権利は、維持される。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千八年二月二十一日にプラハで、ひとしく正文である日本語、チエコ語及び英語により本書一通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

熊澤英昭

チエコ共和国のために

ペトル・ネチヤス